

## ISO9001/14001の2015年版改定に関するポイント情報について(その3)

ISO9001/14001の改定作業がISOにおいて進められています。ポイントになる情報を以下のとおりお伝えします。今後も継続して情報を提供させていただきます。

1. 詳細情報は、JACB(認証機関協議会)のWebサイトにも掲載されています。是非、ご一読ください。  
<http://www.jacb.jp/revinfo.html>

2. JABから認証・認定の移行要領が公表されています。(「ISO14001:2015への移行計画の指針」と同時に公表されています。)

<http://www.jab.or.jp/news/2015/030300.html>

3.3項において、移行審査はサーベイランス又は更新審査と同時に実施するか、又は移行のみを単独で審査できることが示されています。サーベイランス又は更新審査と同時に実施する場合には、新基準への適合性を確認するための審査工数の追加が要求されています。移行審査の審査工数については決定次第、改めてご案内させていただきます。

3. JAB(認定機関)のWebサイトに、IAF(国際認定フォーラム)より「ISO14001:2015への移行計画の指針」が発行されたことが掲載されています。参考訳が掲載されていますので是非、ご一読ください。

<http://www.jab.or.jp/news/2015/030300.html>

ISO9001:2015への移行計画の指針については、前回お知らせしたとおりです。

<http://www.jab.or.jp/news/2015/012200.html>

「ISO14001:2015への移行計画の指針」では、主に以下のことが示されています。基本的な考え方はISO9001:2015への移行計画と同じです。

- ① 1項において、ISO14001:2015の主な変更点。
- ② 2項において、移行期間はISO14001:2015の発行日(2015年9月発行予定)から3年間であること。(3年後の2018年9月には2004年版の認証が無効になること。)
- ③ 3.1項において、規格を使用する組織が行うことが推奨される活動。
- ④ 4.2.1項において、認証機関(発電技検)が新規格の認証を提供することに対して認定を受けた後に移行審査を行うこと。

組織の皆様は、3.1項に示されているとおり、

- ① ISO14001:2015の変更点を満たすために対応が必要な点を特定するためにギャップ分析を行ってください。
- ② その結果、ギャップを解消するための計画を策定し、実行してください。

ISO9001/14001の2015年版改定に関するポイント情報について(その3)

4. ISO14001:2015の主な変更点は、戦略的なマネジメント、リーダーシップ、環境保護、環境パフォーマンス、ライフサイクル思考、コミュニケーション及び情報管理の7項目です。ISO9001:2015の主な変更点は、前回お知らせしたとおりです。

DIS(国際規格案)は規格協会のWebストアから有償で入手できます。

[http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/Top/html/jp/ad/isodis900114001\\_140801.pdf](http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/Top/html/jp/ad/isodis900114001_140801.pdf)

2015年改定版は、マネジメントシステムのひな形である「附属書SL」がベースになっており、構成と項目の順序は大きく変わっています。しかし、経営の仕組みをISO規格要求事項に合わせることは要求されていません。附属書SLは規格協会のWebサイトで公開されています。

[http://www.jsa.or.jp/itn/pdf/shiryo/isohosoku\\_taiyaku1405.pdf](http://www.jsa.or.jp/itn/pdf/shiryo/isohosoku_taiyaku1405.pdf)

統合版ISO補足指針和英対訳版の附属書SL(p.115~)を参照してください。

5. ISO14001:2015改定版の概略は以下のとおりです。(2015年版を読み解いていただく際のガイドとして書き出していますので、改定個所の全てを網羅しているわけではありません。) ISO9001:2015改定版の概略は、前回お知らせしたとおりです。

- ① 要求事項は「附属書SL」をベースとして、著しい環境側面、内部・外部コミュニケーション、緊急事態の対応・準備、順守評価等が環境固有の要求事項として追加されている。
- ② 組織の状況  
既存の規格にはない新規の条項である。組織が置かれている取巻く状況をきちんと認識した上で、検討の出発点を高いものに引き上げて、経営戦略レベルに持ち上げることが目的である。強み弱みを把握することであるが、通常どの会社でも行われていることである。組織が環境に与えること、環境が組織に与えることの両方をとらえる。これまでは組織が環境に与えることをとらえていた。環境の変化が組織に与えることも求めている。これまでに経験したことがないような豪雨や竜巻が発生すれば、事業所に保管されている危険物が流出するようなことにも備えることが求められる。そもそも工場の立地は大丈夫か、供給者は大丈夫か、流通拠点はどうか…事業継続のことを考える必要が出てくる。エネルギー多消費の企業は損益を圧迫されるようなことにもなるかもしれない。環境変化やそれに伴う制度の変化に対応することが求められる。  
順守義務という用語が使われているが、これまでの法的その他の要求事項と同じ定義である。順守義務として特定されたものは、約束通りに実行することが厳格に求められる。適用範囲を決定する時の考慮事項が示され、さらに適用範囲について利害関係者が入手可能であることが求められている。
- ③ リーダーシップ  
品質では経営者の責任が求められていた。エネルギーマネジメントシステム規格でも求められていた。環境規格は改定が遅れていた。組織の事業プロセスに統合することを実証することが求められている。コミットメントにはISO26000(社会的責任)に規定されている課題を含んでいる。
- ④ 計画  
組織の内部・外部の状況、期待を踏まえてリスクと機会を明確にすることを求めている。環境固有として環境側面の特定が要求される。ライフサイクルの視点を考慮して特定することが追加されている。使用しているもののゆりかごから墓場までを把握することが求められている。環境側面決定の規準を明示することが明記されている。順守義務については、環境側面にどのように適用するかではなく、組織にどのように適用するかが変わっている。環境が組織に与える要素を含めてリスクを決定することが求められる。不適合、是正、予防の3連結で、狭い意味で予防をとらえるのではなく、計画段階でリスクをとらえることに置き換わっている。計画段階で結果を評価する方法を明確にすることが求められる。著しい環境側面を全て目標に展開

ISO9001/14001の2015年版改定に関するポイント情報について(その3)

することが求められるのではなく、優先順位を付けて取り組むことが求められている。エネルギーマネジメントではベースラインを決めることが求められている。この考え方を取り込んで指標を設定することが求められている。

## ⑤ 支援

環境パフォーマンスに影響を与える人には力量が求められる。既存規格に比べると幅広くなっている。教育訓練は力量が不足している時の一つ的手段に過ぎないので要求事項からは削除されている。順守義務を含めて適合しないことの意味を認識することが求められる。順守義務については少なくとも部門レベルまで展開することが求められる。

順守義務で決定された外部コミュニケーションは必須である。外部への報告については内部統制が求められるということである。中身の情報審査をするわけではないが、コミュニケーションのプロセスを審査することになる。

IT化が進行する中で、文書化された情報をとらえるので、媒体が紙であるか否かではない。情報システムの中でやり取りされるので、マニュアルのような特定な文書形態が要求されることはない。

## ⑥ 運用

外部委託したプロセスの管理が求められる。管理のやり方は一律ではない。仕様を決定し、環境配慮を設計段階で配慮し、要求事項を伝達し、情報を提供することが求められる。

評価の指標に従った評価基準を決定することが求められる。順守評価者の理解と知識が求められる。

## ⑦ パフォーマンス評価

内部監査は、適切に実施されているというとらえ方ではなく、有効に実施されていることを監査することが求められている。マネジメントレビューは、取巻く変化情報をしっかりみて結論を出すことが求められる。

## ⑧ 改善

予防処置というタイトルは削除されているが、類似の不適合発生の可能性を明確化することは求められている。

以上